

電子マニフェストの普及状況と情報の利活用

電子マニフェストセンター

1 電子マニフェストの普及の状況

電子マニフェストの利用については、2024年11月末時点で、加入者数は311,411者（排出事業者：271,508、収集運搬業者：29,598、処分業者：10,305）で、直近1年間のマニフェスト登録件数は約4,236万件となり順調に増加しています。また、電子マニフェストで把握する産業廃棄物処理委託量も直近1年間で約1億tとなり、量の把握も進んでいます（表1）。

このように電子化されたマニフェスト情報の集積が進んでいることを背景として、JWセンターでは電子マニフェスト情報を循環型社会の形成に向けて役立つよう幅広く活用することを目指しています。地方公共団体における政策立案や監視・指導に役立てるため、産業廃棄物行政を所管する地方公共団体に電子マニフェストBIツール（以下、BIツールという。）を提供するとともに、ホームページにおいても排出事業者の業種別、廃棄物の種類別及び地域別の切り口から電子マニフェストに登録される産業廃棄物委託量等を可視化し公開しています。

表1 電子マニフェスト登録件数及び処理委託量の推移

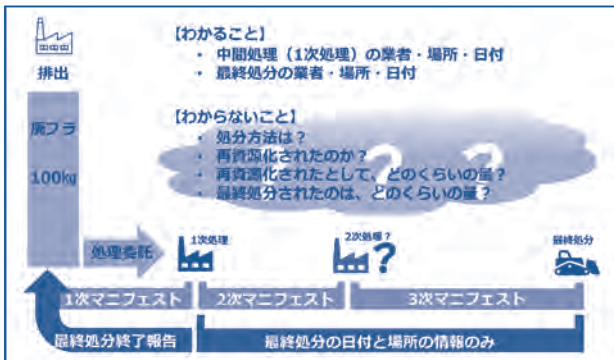
年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
電子マニフェスト登録件数(千件)	19,293	21,248	23,748	26,647	28,965
電子マニフェストで把握する処理委託量(千トン)	55,409	60,562	64,203	73,248	76,859
年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
電子マニフェスト登録件数(千件)	31,304	32,555	35,846	38,534	40,617
電子マニフェストで把握する処理委託量(千トン)	80,492	81,914	92,819	95,905	99,128

2 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

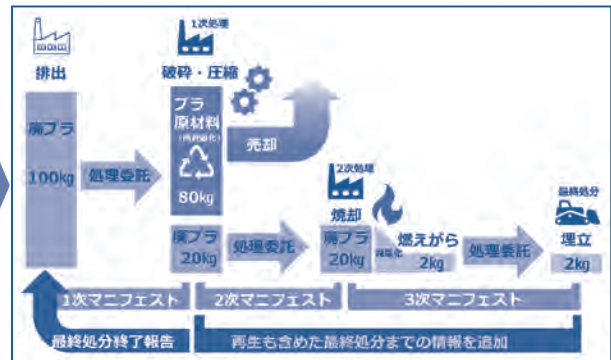
脱炭素社会への移行に向けて資源の有効利用が強く求められるなか、国で進めている静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築にかかる検討において、電子マニフェストの本来的機能である適正処理の把握を強化するとともに、資源循環の加速への活用も見込んだ情報の充実が議論されています。

環境省においても、中央環境審議会循環型社会部会 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会を設置し、具体的な検討を始めています。JWセンターでは国における検討の状況に留意し、再資源化を含めた最終処分までの処理の流れを把握可能とする電子マニフェストの入力項目の改善に対応できるように準備を進めています（図1）。

【現行】



【改正案】



(出典) 中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（第7回）

【資料4】電子 manifests の項目追加について

図1 電子 manifests 把握範囲拡大イメージ

3 ホームページでの情報提供

電子 manifests 情報の特長として、処理委託量を迅速に集計できることが挙げられます。通常、国や地方公共団体で産業廃棄物の排出量や委託量の調査をする場合には多くの時間と労力がかかりますが、電子 manifests 情報であれば排出事業者の業種、廃棄物の種類や地域などの観点で、すぐに情報を取り出すことができます。

JW センターでは、電子 manifests BI ツールを用いて電子 manifests で把握する処理委託量について表やグラフなど直感的にわかりやすい形に加工し、ホームページを通じて発信しつつ、情報提供の高度化、精度の向上についても検討しています。

■ ホームページ掲載の情報提供の一部

関東ブロックの処理委託量及び受入れ量（2023 年度分）

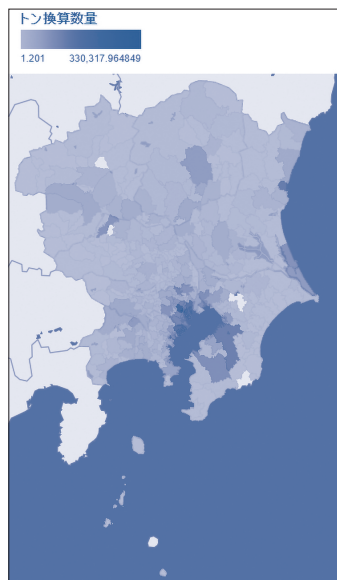


図 2-1 関東ブロックにおける処理委託量



図 2-2 関東ブロックで排出した産業廃棄物の処分を受託した地域及び量

参考：電子 manifests で見る廃棄物

URL <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/data/index.html>